5　基金が合併等（合併若しくは分割又は平成十七年九月三十日以前の基金間の権利義務の移転及び承継をいう。以下同じ。）を行ったときは、その都度、当該合併等を行おうとした基金が当該合併等があった日の前日において解散したものとみなして第一項に規定する額を計算し、当該合併等があった基金（合併又は分割により設立された基金を含む。以下同じ。）に係る同項に規定する額を算定するものとする。

6　基金が平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定により消滅した場合は、当該消滅した日に解散したものとみなして第一項に規定する額を計算し、当該消滅した基金に係る同項に規定する額を算定するものとする。

7　平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十二年四月一日以後に合併等があった基金を除く。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額（当該解散した基金に係るものに限る。次項から第十四項までにおいて同じ。）を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項第二号及び第三号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号及び第八号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

8　平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十二年四月一日以後平成十五年四月一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「第二号から」とあるのは「第二号、第三号の二から」と、「第五号から」とあるのは「第五号の二から」と、「第七号から第九号の五」とあるのは「第七号の二から第七号の六まで、第八号の二から第八号の六まで、第九号の二から第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月」とあり、及び同項第三号の二中「平成十二年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号の二中「平成十二年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の二及び第八号の二中「平成十二年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の二中「平成十二年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

9　平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十五年四月一日以後平成十七年四月一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の五まで、第五号」とあるのは「、第三号の三から第三号の五、第五号の三」と、「第七号から第九号の五まで」とあるのは「第七号の三から第七号の六まで、第八号の三から第八号の六まで、第九号の三から第九号の五まで」と、同項第二号中「平成十一年十月」とあり、及び同項第三号の三中「平成十五年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号の三中「平成十五年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の三及び第八号の三中「平成十五年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の三中「平成十五年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

10　平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十七年四月一日以後平成十七年十月一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の五まで、第五号」とあるのは「、第三号の四、第三号の五、第五号の四」と、「第七号から第九号の五まで」とあるのは「第七号の四から第七号の六まで、第八号の四から第八号の六まで、第九号の四、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月から」とあり、及び同項第三号の四中「平成十七年四月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月から」と、同項第五号の四中「平成十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号及び第八号の四中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の四中「平成十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

11　平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十七年十月一日以後平成十九年四月一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の五まで、第五号」とあるのは「、第三号の四、第三号の五、第五号の五」と、「第七号から第九号の五まで」とあるのは「第七号の四から第七号の六まで、第八号の四から第八号の六まで、第九号の四、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月から」とあり、及び同項第三号の四中「平成十七年四月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月から」と、同項第五号の五中「平成十七年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号及び第八号の四中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の四中「平成十七年十月一日」とあり、及び同項第十一号、第十二号、第十三号及び第十四号中「平成十七年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第十八号及び第十八号の二中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」とする。

12　平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十九年四月一日以後平成二十二年四月一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の五まで、第五号」とあるのは「、第三号の四、第三号の五、第五号の五」と、「第七号から第九号の五まで」とあるのは「第七号の五、第七号の六、第八号の六、第九号の四、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月から」とあり、及び同項第三号の四中「平成十七年四月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月から」と、同項第五号の五中「平成十七年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号及び第八号の四中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の四中「平成十七年十月一日」とあり、及び同項第十一号、第十二号、第十三号及び第十四号中「平成十七年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第十八号及び第十八号の二中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」とする。

13　平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成二十二年四月一日以後平成二十六年三月三十一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の五まで、第五号から第五号の七まで」とあるのは「、第三号の四、第三号の五、第五号の六、第五号の七」と、「第七号から第九号の五まで」とあるのは「第七号の五、第七号の六、第八号の六、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月から」とあり、及び同項第三号の四中「平成十七年四月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月から」と、同項第五号の六中「平成二十二年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の五及び第八号の五中「平成十九年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の五中「平成二十二年四月一日」とあり、同項第十一号、第十二号、第十三号及び第十四号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十五号中「平成十七年四月一日」とあり、及び同項第十六号中「平成十九年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第十八号及び第十八号の二中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」とする。